

議会議案第一号

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

第一条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（昭和三十一年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額については、第三条第二項本文の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年石川県条例第三十五号）附則第三項の規定は、適用しない。

第二条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百

分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

議会議案第2号

北朝鮮の韓国砲撃に関する意見書

北朝鮮は、11月23日、韓国領の大延坪島を突然砲撃し、韓国軍兵士、民間人に多くの死傷者が出たほか、建造物破壊、火災の発生など甚大な被害を生じ、住民の多くが離島を余儀なくされる異常な事態となった。

この北朝鮮の行為は、韓国だけでなく我が国の安全に対する重大な脅威であるとともに、国際社会の平和と安全を著しく害する許し難い蛮行である。

北朝鮮は、これまでも、核実験、ミサイル発射など我が国の安全を脅かす行為を行っており、再びこのような行為に出る可能性も否定できず、政府は、北朝鮮の動向に関する情報の収集・分析、有事の危機管理に備えた対策をとる必要がある。

よって、国におかれては、国民の安全と安心を確保する立場から、日本・米国・韓国を中心とした国際社会との連携をさらに強め、新たな制裁措置の検討を行うなど、毅然とした態度で臨むとともに、事態を拡大させないよう万全の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年11月30日

衆	議	院	議	長	} あて	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総	務		大	臣		
外	務		大	臣		
内	閣	官	房	長		官

石川県議会

議会議案第3号

領土・領海問題に関し我が国の毅然とした外交姿勢を求める意見書

本年9月、尖閣諸島周辺の日本領海内で違法操業をしていた中国漁船が、海上保安庁の巡視船に故意に衝突したことから、漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕するという事件が発生した。

事件発生以後、中国政府が日本政府に対し執拗な抗議を行うとともに、何ら根拠のない謝罪と賠償を要求したことは、誠に遺憾であり、また、那覇地方検察庁が中国人船長を処分保留のまま釈放したことは、我が国の外交姿勢が問われるゆゆしき問題である。

もとより、尖閣諸島は、我が国固有の領土であり、その周辺海域に至っても我が国の領海であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、同諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していない。今回のような状態を放置すれば、我が国の領土の保全や漁業者の安全・利益が守られないなど、極めて憂慮すべき事態を招く恐れがあり、看過することはできない。

また、今月、ロシアのメドベージェフ大統領が、我が国固有の領土である北方領土の国後島を訪問し、今後国後島以外の北方領土も訪問する意向を示している。ソ連時代を含め、ロシアの国家元首がこれまで北方領土を訪問した例はなく、今回、あたかもロシアの領土、国内の視察であるかのごとく行動したことは、極めて遺憾であり、その後の我が国からの抗議に対して、同大統領が改めて領有権を主張したことは、断じて許されない。

よって、国におかれては、尖閣諸島及び北方領土が我が国固有の領土であることを、中国政府、ロシア政府をはじめ諸外国に改めて明確に表明するとともに、毅然とした外交姿勢を貫き、我が国の領土の保全と国民の安全に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年11月30日

衆	議	院	議	長	} あて	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総	務		大	臣		
外	務		大	臣		
沖縄及び北方対策担当大臣						
内	閣	官	房	長		官

## 議会議案第4号

### 抜本的な赤潮対策と被害への救済措置を求める意見書

魚価の低迷、消費の冷え込みにより、養殖漁業を取り巻く環境は厳しい経営状態にある。さらに、近年は、赤潮の多発による被害が養殖漁業経営に追い打ちをかけている。

しかしながら、頻発する赤潮被害対策は万全ではなく、養殖漁業者への救済の枠組みも十分ではない。養殖漁業者は自己責任・自助努力による再生を求められているのが現状である。もとより経営が厳しい中での赤潮被害は、養殖業者にとって大打撃であり、自助努力による再生には限界がある。

水産業は、地域経済・雇用を支える貴重な産業であり、水産業の壊滅的な打撃は地域経済全体に悪影響を及ぼす。

よって、国におかれては、下記の対策に早急に取り組み、元気な地方を実現するために、抜本的な赤潮対策と被害への救済を行うよう強く要望する。

#### 記

- 1 赤潮により養殖漁業に甚大な被害が発生した場合には、激甚災害として認定・救済し、被害への対処費用は、国において負担すること。
- 2 赤潮被害を受けた養殖業者などへの万全の救済措置と、金融支援の充実を図ること。
- 3 近年赤潮被害が多発している現状に鑑み、赤潮発生メカニズムを早急に解明し、県域を越えた協力体制を構築するなど赤潮の予防・防除対策に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

北陸新幹線整備及び並行在来線支援のため独立行政法人  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定に係る  
利益剰余金の活用を求める意見書

北陸新幹線は平成26年度末までに金沢までの開業を目指して建設が進められているが、東海道新幹線の代替補完機能を有し、日本海国土軸の形成に必要不可欠な国家プロジェクトである。一日も早い金沢開業を実現するとともに、金沢以西の区間についても整備を促進する必要がある。

また、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、地域の公共交通手段として、また、全国の貨物鉄道輸送網として引き続き存続させなければならない重要な社会基盤である。

地方の負担を軽減しつつ整備新幹線の建設を促進し、並行在来線を将来にわたり安定的に存続させるためには、JRの関与のあり方や新しい財源措置を含めた新たな仕組みを構築することが不可欠である。

一方、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定に係る利益剰余金は、政府の事業仕分けにより国庫に返納すべきとされ、会計検査院からも余裕資金の国庫納付に関する意見が示されたが、当該剰余金は先行整備された既設新幹線債権に係る収入、旧国鉄から継承した用地の売却収入、JR各社の株式売却収入などから生じたものであることから、鉄道機能の維持・活性化に活用されるべきものである。

よって、こうした状況を踏まえ、国におかれては、当該剰余金を北陸新幹線の整備や、並行在来線の維持・活性化等の財源として活用するための所要の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第6号

放課後児童健全育成事業の充実を求める意見書

少子化が進行する中、子育て世帯が働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境整備が重要な課題となっている。

放課後児童クラブは、未就学児の保育サービスに引き続き切れ目なく、共働き家庭やひとり親家庭の小学校の児童に対し、放課後等における子どもたちの安心・安全な生活の場を保障する重要な役割を担っており、子育てと仕事の両立支援に欠かせない事業となっている。

現在、各自治体においては、次世代育成支援対策推進法による行動計画に基づき、放課後児童クラブの設置促進に努めているところであるが、放課後児童クラブは、子どもの生活環境にふさわしい施設・設備の拡充と指導員の雇用環境の改善による基盤整備が必要であり、質、量両面でのさらなる充実が求められている。

よって、国におかれては、今後の少子化対策のために不可欠な放課後児童健全育成事業について、最低基準を示し、財政拡充の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第7号

環太平洋連携協定（TPP）に関する意見書

我が国の農業・農村を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、農産物価格の低迷や食料自給率の低下など非常に厳しい状況にある。

こうした中、政府は、去る11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、これを踏まえ、菅総理大臣は、11月13、14日に横浜市で開催されたAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議において、環太平洋連携協定（TPP）交渉への各関係国との協議開始を表明したところである。

TPPは、農産品をはじめ、全ての取引品目について原則として例外なく関税を即時又は段階的に撤廃する多国間との自由貿易協定であることから、拙速にこの交渉を進め、関税等の国境措置が撤廃されれば、輸入農産物が激増し、食料自給率の低下や、農業の持つ多面的機能の損失を招くなど、我が国の農業は壊滅的な打撃を被り、本県の農業・農村への影響も計り知れない。

よって、国におかれては、我が国の農業振興や食料安全保障をはじめ地域経済全体に与える影響を十分考慮し、我が国農業の持続的発展が阻害されることのないよう、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 関税撤廃が原則であるTPPへの参加は、国内農業への甚大な影響に加え、食料安全保障の観点からも国民生活を危機的状況に追い込む可能性が高いことから、国民的合意が得られるまで交渉への参加を表明しないこと。
- 2 国境措置が撤廃された場合の農業への影響について、国会において徹底的に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行うこと。
- 3 TPPいかに関わらず農業の体質強化が国政の最重要課題であり、将来展望に立った農業基本政策の策定とこれに基づく財政に裏付けされた実現可能な具体策を明示し、農業者をはじめ国民全体の理解と納得を得られるように行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国家戦略担当大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第8号

高等学校教育に係る保護者負担の公私間格差の是正  
と教育予算の大幅拡充を求める意見書

私立高等学校は、建学の精神のもと、公立高等学校とともに公教育の一翼を担っており、今日、全国では高校生の約3割が私立高等学校で学んでいる。

今年度から、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、公立高等学校の授業料無償化が実現し、私立高等学校についても就学支援金の支給並びに低所得世帯に対しての加算措置が講じられている。

本県においても、授業料減免事業の拡充が行われ、国の就学支援金に上乗せして支給しているところである。その結果、私立高等学校在学生の保護者の学費負担は昨年度よりも軽減されたが、大多数の保護者は、初年度納付金を除き、年額20万円以上を負担しており、公私間格差は依然として存在している。

また、本県においては、私立高等学校に対する経常費助成について、財政状況の厳しい中、国が示す生徒一人当たりの単価に県の一般財源から上積加算を行っているものの、私立高等学校の経営は非常に厳しい状況にあるところである。

よって、国におかれては、私立高等学校が公教育に果たしている役割を十分に理解されるとともに、教育費負担の公私間格差の解消を展望し、就学支援金の増額や私学助成の増額・拡充にいっそう努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

あて

## 議会議案第9号

### 地域医療の再生と国民が安心して暮らせる 社会保障制度の確立に関する意見書

医療制度改革と市場原理の導入等によって、医療現場の疲弊は限界に達した感がある中で、本年の診療報酬改定では、救急・産科・小児科などの急性期医療や勤務医対策として、10年ぶりのプラス改定となったが、その改定率は0.19%とわずかなものであり、崩壊しつつある地域医療を立て直すには極めて不十分なものである。

また、本年6月に発足した菅内閣において「新成長戦略」が閣議決定され、「強い経済」、「強い財政」そして「強い社会保障」を一体的に実現するとの方向性が示された。世界同時不況などの影響により低迷する日本経済にあって、社会保障は経済への波及効果と雇用誘発効果により、内需拡大への貢献が期待できる分野であり、何よりも国民が安心して生活できるための重要な社会基盤である。

しかしながら、この「新成長戦略」には国民皆保険制度に重大な影響を与えかねない問題も含まれており、営利の追求を優先とした「医療ツーリズム」の導入や「特区構想」、「混合診療の解禁」などが推し進められると、公的保険の保険給付範囲を縮小させ、強いては国民皆保険制度の堅持に深刻な影響を及ぼす懸念がある。

よって、国におかれては、早急に医療費抑制策から脱却するとともに、他の先進諸国に比べて、製造、承認、公的支援などの面で立ち遅れているワクチン行政の見直しを図るなど、地域医療の再生と全ての国民がいつでもどこでも安全で質の高い医療・福祉が受けられる充実した社会保障制度を確立されるよう下記のとおり強く要望する。

#### 記

- 1 国民皆保険制度を堅持し、国民医療の質的向上を図ること。
- 2 安心、安全な生活を保障するため、診療報酬・介護報酬全体の引き上げと利用者負担の軽減を図ること。
- 3 社会保障制度充実のための安定的な税源の確保を図ること。
- 4 子どもたちの生命権を保障するため、ワクチン行政の充実を図ること。
- 5 個別職種の専門性を適切に評価し、チーム医療・介護を充実する方策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴をもっている。

本年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものである。

これは、患者にとり朗報であったが、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、今年度も事業を継続して行い、本年8月に中間目標数を達成した。

今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、今年度中に診断基準を定めるべきである。そして、来年度には、診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、国におかれては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、下記の項目を強く要望する。

記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、今年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成23年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

議会議案第11号

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）は、致死率の高い「成人T細胞白血病（ATL）」や、進行性の歩行・排尿障害を伴う「脊髄疾患（HAM）」等を引き起こす。

国内の感染者数（キャリア）は、100万人以上と推定され、その数はB型・C型肝炎に匹敵する。毎年約1000人以上がATLで命を落とし、HAM発症者は、激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいる。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていない。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が6割以上を占めている。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と長いことである。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがある。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せない。

一部自治体では、妊婦健康診査時にHTLV-1抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止している。

よって、国におかれては、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）の感染拡大防止に伴う「HTLV-1総合対策」を推進するため、下記の項目について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急を実施すること。
- 2 HTLV-1母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウンセリング体制の整備を図ること。
- 3 相談支援センターを設置し、感染者及び発症者の相談支援体制の充実を図ること。
- 4 感染者及び発症者のための診療拠点病院の整備を推進すること。
- 5 発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
- 6 国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。
- 7 発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

## 議会議案第12号

### 議員の位置付けの明確化及び都道府県議会議員の 選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書

議会を構成する地方議会議員が、本会議及び委員会において行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、当該地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。しかしながら、議員の責務に関する法律上の規定がないこともあり、議員活動に対する住民の理解が十分得られていないのが現状である。議会が住民に期待される機能を十分発揮できるようにするため、公選職としての地方議会議員の責務を法律上明記するとともに、専門化している都道府県議会議員の特性を踏まえ、議員の責務を果たすにふさわしい活動基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

さらに、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることも重要な課題である。

よって、国におかれては、関係法律の改正を行い、選挙制度の見直しを含め、地方議会議員の活動基盤を強化するため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

- 1 住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、責務遂行の対価について、都道府県議会議員については「地方歳費」又は「議員年俸」とすること。
- 2 地方議会議員の活動基盤を強化するため、地方自治法の規定上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、住民意思の把握や議員活動報告のための諸活動を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができることを明確にすること。
- 3 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の回答を義務付けること。
- 4 都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

地方財政の充実を求める意見書

急速な円高と長引くデフレにより、地域経済の冷え込みが顕著となっている。我が国経済は地域経済と雇用対策の活性化が急務であり、地方財政の充実は、住民が必要な行政サービスを維持するために必要不可欠である。

しかしながら、政府は現下の経済危機に際し、十分な対策を打ち出さず、地方経済は一層冷え込む恐れがある。今年度において地方負担が盛り込まれた子ども手当についても、来年度予算編成の概算要求で金額を示さず要求する「事項要求」となるなど、来年度予算編成にあたっては、さらなる地方負担の増大が懸念される。

よって、国におかれては、下記の項目を早急に実現し、住民に基本的な行政サービスが提供できる地方財政の充実に努めるよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかな事業の実施や雇用の創出に活用できる交付金を早急に実施すること。
- 2 地方一般財源の充実・強化を図るため、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税のあり方の見直しによる地域間税源の偏在是正などに取り組むこと。
- 3 補助金制度のあり方については、社会保障、義務教育など住民への基本的な行政サービスを提供する上で、現在ある補助金制度が必要不可欠であることを十分認識し、地方の行政サービスが著しく低下することのないよう、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官

あて

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

現在、中小企業を取り巻く環境は、消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7－9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は、製造業を中心に依然厳しい状況にある。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにも関わらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎える。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることで資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響する。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要である。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要である。

一方、来年度税制改正において法人税率の引下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されている。法人税率引下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって、国におかれては、下記の項目を含め、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するよう強く要望する。

記

- 1 中小企業の資金繰り支援策として、2011年3月で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
- 2 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド「産業革新機構」を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。
- 3 2011年度税制改正における法人税率引下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

あて

## 議会議案第15号

### 朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とすることについての意見書

朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするかについて、文部科学省は本年5月に、委員や議事録が一切非公開の「検討会議」を設置し、8月末に、教育課程等について「個々の具体的な教育内容については基準としない」とする、朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするか審査する際の「判断基準」を取りまとめた。

教育とは内容そのものであり、「教育内容を判断基準としない」という結論については、国民から多くの疑問が出ている。しかし、高木文部科学大臣は、11月5日に「検討会議」の結論をほぼ踏襲した「審査基準」を正式に発表した。

これにより、外形的な基準が整えば、朝鮮高級学校が高校授業料無償化の対象となる可能性が極めて高くなった。

しかし、朝鮮高級学校では、朝鮮戦争は米国・韓国が引き起こし、大韓航空機爆破事件は韓国がでっち上げ、拉致問題についても日本当局が極大化した、などの虚偽・ねつ造の歴史が教育されている。このような教育内容は、朝鮮高級学校に通う子供たちに対して、日本社会や国際社会に対するあつれきを生み出すものであり、独裁体制を支えるための「思想教育」と疑わざるを得ない。

このように、教育内容について数多くの問題点が指摘されているが、政府案では、指定の前に教育内容を判断することはできず、指定に際しての「留意事項」として改善を促すこととなる。しかし、留意事項の履行状況の確認についても、必要と認めるときに報告を求めるに留まり、原則的には朝鮮学校に自主的な改善を促すのみなので、真に教育内容の是正が図られるかは保証されていない。

なお、公安調査庁は、朝鮮学校の管理・運営は、朝鮮総連の指導の下に進められており、朝鮮総連の影響は、朝鮮学校の教育内容、人事及び財政に及んでいると国会で説明している。さらに、北朝鮮の朝鮮労働党の機関紙は、就学支援金の支給は、生徒への支援ではなく朝鮮学校への支援であるという認識の報道を行っている。このような状況のもとで朝鮮学校を無償化の対象としても、就学支援金が真に生徒の教育費負担の軽減に充当されることを保証することは、極めて困難である。

よって、国におかれては、朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするかを判断するに際しては、教育内容の是正及び就学支援金が生徒の授業料の支払に充当されることを審査の前提条件とすべきであり、朝鮮学校がその条件を受け入れない場合、公金を投入して無償化の対象にしないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第16号

非線引き都市計画区域における農地転用手続等の  
緩和を求める意見書

非線引き都市計画区域で用途地域の定めのある区域内における農地転用は、現行「許可制」である。

そのため、当該区域内で農地転用を行う場合には、申請から許可に至るまで相当な時間（約2カ月）を要するため、売買・建築計画に大きな影響を及ぼしており、不動産流通の阻害要因となっている。

現在、農業従事者の高齢化や農業に将来展望が見えないことから、後継者不足等により専業農家が減少し、農地の荒廃も進んでいる。

こうした状況の中で、農家から耕作地としての機能が失われつつある遊休農地について、農地転用による遊休農地活用を求める動きも出てきている。

そこで、用途地域が定められている場合は、非線引き都市計画区域といえども、その取扱いは市街化区域と同一条件とすべきであり、農地転用については転用計画を示した「届出制」とするべきである。

また、現行制度では、非線引き都市計画区域内で用途地域の定めのない区域（白地区域）では、農地法において、宅地造成のみの転用は許可されないこととなっている。

これは、取引対象土地が最終的な土地利用形態でないことから、造成後に遊休化する可能性が高く、転用事業者による投機的な土地取得につながる恐れがあるとの危惧からである。

しかしながら、現在の経済情勢下では、値上がり期待で土地を購入する例は少なく、投機目的による取引の横行などは考えられないことに加え、事業者もストックとなり得る事業性の低い土地を造成することもないと考えられ、立法根拠が時代の流れに合致しなくなっている。

そこで、用途地域の定めのない区域（白地区域）においても、当該宅地が遊休化する可能性が少ない場合や周辺の宅地化が相当進んでいる場合には、用途地域の定めがある区域同様、宅地造成のみの転用を許可するよう制度を見直すべきである。

よって、国におかれては、下記事項の実現が図られるよう強く要望する。

記

- 1 非線引き都市計画区域で用途地域の定めのある区域内における農地転用を「許可制」から「届出制」とすること。
  - 2 非線引き都市計画区域で用途地域の定めのない区域内における農地転用許可に関し、「宅地造成のみの転用」を許可すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
農林水産大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

所得税法の見直しを求める意見書

中小事業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小事業者を支えている配偶者や親族などの家族従業者が事業に従事したことにより受ける対価は、所得税法第56条の規定により必要経費に算入しないこととされている。

一方、同法第57条では、事業に専従する家族従業者の労働単価は、青色申告を行うことにより必要経費への算入が認められる（第1項）が、いわゆる白色申告では、必要経費と認められる労働対価は、配偶者の場合86万円、その他の親族の場合50万円にすぎない（第3項）。

こうした所得税法上の取扱いは、家族従業者の労働が適正に評価されているとは言いがたく、また同じ労働に対し、青色申告といわゆる白色申告で差を設けることには矛盾がある。

さらに、ドイツ、フランス、アメリカなど世界各国においては、家族従業者の労働対価は、一定の要件の下で必要経費として認められているところである。

よって、国におかれては、家族従業者の労働が適正に評価されるよう、所得税法の関係規定の見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官

あて